

# 監 査 報 告 書

平成28年 5月 18日

社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会  
会 長 中井 秀治 様

監事 宇口保雄

監事 石田 敏朗

監事 木戸 伸男

社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会定款第 28 条に基づき、平成 27 年度における監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

### 記

- 1 実施日時 平成 28 年 5 月 18 日 (水) 12 時 10 分～13 時 10 分
- 2 実施場所 名 称 社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会事務局  
所在地 岸和田市野田町 1 丁目 5 番 5 号
- 3 立会人等 会 長 中井 秀治  
その他 常務理事兼事務局長 小田克彦 他 3 名
- 4 監査結果 次のとおり

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務執行状況	適正である	特になし	
法人の財産管理状況	適正である	特になし	
法人の業務執行状況	適正である	特になし	
法人の会計状況	適正である	特になし	
その他の状況	適正である	特になし	
総 括	適正である	認 定 ・ 不認定	

#### 〔記載上の注意事項〕

- 1 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
- 2 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
  - ① 会長に対して改善を求める。
  - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
  - ③ 岸和田市への報告を行う。
- 3 監事監査報告書は、所轄庁あてと会長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。